平成２７年（フ）第１２７号
佐賀市新栄西２丁目８番39号
債務者　小料理屋藤乃こと　藤本みどり
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
住民票上の住所熊本市東区若葉６丁目12番74号
債務者　紙　　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９２号
熊本県上益城郡甲佐町大字早川1868番地21　サングリーンＭｅｔｅｏ　Ｊ棟、前住所熊本市南区白藤３丁目４番18―306号
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８０号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目15番13号203
債務者　濱　美知子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４２号
愛知県北名古屋市鹿田2512番地１　グリーンシティＤ―603
債務者　増田　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０６号
愛知県愛知郡東郷町春木台１丁目10番地12、住民票上の住所名古屋市天白区原１丁目702番地　ジュエデ・ボヌール302号
債務者　松村　若子（旧姓鳥谷部）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５９号
愛知県半田市旭町５丁目61番地　ヴェルジュＭⅡ102号
債務者　竹村みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９３号
島根県仁多郡奥出雲町三成935番地
債務者　木村　　翔
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６０号
愛知県愛西市勝幡町駅東24番地　ツリープラザ101号
債務者　水野さちこ
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８７号
熊本市南区城南町さんさん１丁目１番地２、前住所熊本県宇城市松橋町両仲間135番地５
債務者　田畑　博章
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８４号
岩手県紫波郡紫波町日詰西５丁目６番地13
債務者　滝浦さおり
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７号
山形県鶴岡市家中新町２番21号エスポアール21　103号室、前住所山形県鶴岡市道形町47番47―５号
債務者　中川　　晃
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３８号
福島県会津若松市八日町６番16号　県営住宅11棟８号、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原238番地の２　大塚マンション３号
債務者　藤原みすず
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
茨城県古河市仁連1308番地４　１号室、前住所茨城県古河市東山田2042番地　アヴェニューⅢ103
債務者　甘野　優司
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６４号
長野市三本柳西２丁目75番地　Ｍａｙ三本柳201号室
債務者　戸矢崎良子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８７号
香川県綾歌郡綾川町滝宮2045番地20
債務者　青井　宏樹
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係